

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	少年院の運営（第三条～第十四条）
第二章 少年院の運営（第三条～第十四条）	処遇の原則等（第十五条～第十九条）
第三章 処遇の原則等（第十五条～第十九条）	入院（第二十条～第二十二条）
第四章 入院（第二十条～第二十二条）	矯正教育（第二十三条～第二十五条）
第五章 矯正教育（第二十三条～第二十五条）	矯正教育の目的等（第二十三条～第二十五条）
第一節 矯正教育の目的等（第二十三条～第二十五条）	矯正教育の内容（第二十四条～第二十六条）
第二節 矯正教育の内容（第二十四条～第二十六条）	矯正教育の計画等（第三十条～第三十二条）
第三節 矯正教育の計画等（第三十条～第三十二条）	矯正教育の実施（第三十七条～第三十九条）
第四節 矯正教育の実施（第三十七条～第三十九条）	社会復帰支援等（第四十四条～第四十七条）
第五节 社会復帰支援等（第四十四条～第四十七条）	保健衛生及び医療（第四十八条～第五十一条）
第六章 保健衛生及び医療（第四十八条～第五十一条）	物品の貸与等及び自弁（第六十条～第六十三条）
第七章 物品の貸与等及び自弁（第六十条～第六十三条）	金品の取扱い（第六十四条～第七十七条）
第八章 金品の取扱い（第六十四条～第七十七条）	書籍等の閲覧（第七十八条～第八十一条）
第九章 書籍等の閲覧（第七十八条～第八十一条）	宗教上の行為等（第八十一一条～第八十二条）
第十章 宗教上の行為等（第八十一一条～第八十二条）	規律及び秩序の維持（第八十三条～第九十条）
第十一章 規律及び秩序の維持（第八十三条～第九十条）	外部交通（第九章）
第十二章 外部交通（第九章）	留意事項（第九十一一条）
第一節 留意事項（第九十一一条）	面会（第九十二条～第九十七条）
第二節 面会（第九十二条～第九十七条）	信書の発受（第九十八条～第一百五十五条）
第三節 信書の発受（第九十八条～第一百五十五条）	電話等による通信（第一百六条～第一百七条）
第四節 電話等による通信（第一百六条～第一百七条）	罰則（第一百八条～第一百十一条）
第五節 罰則（第一百八条～第一百十一条）	賞罰（第一百十二条～第一百十九条）
第六節 賞罰（第一百十二条～第一百十九条）	救済の申出等（第一百二十条～第一百三十五条）
第七節 救済の申出等（第一百二十条～第一百三十五条）	救済の申出（第一百二十条～第一百三十五条）
第八節 救済の申出（第一百二十条～第一百三十五条）	苦情の申出（第一百二十九条～第一百三十条）
第九節 苦情の申出（第一百二十九条～第一百三十条）	総則（第一百三十二条～第一百三十三条）
第十節 総則（第一百三十二条～第一百三十三条）	（略）

第十六章	假収容（第二百三十三条）
第十七章	移送（第二百三十四条）
第十八章	仮退院、退院及び収容継続（第二百三十五条—第二百三十九条）
第十九章	出院（第二百四十一条—第二百四十三条）
第二十章	死亡（第二百四十四条—第二百四十五条）
第二十一章	補則（第二百四十六条） （第二十二条）
第二十二章	罰則（第二百四十七条）
附則	
第一章	総則
（目的）	
第一条	この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。
（定義）	
第二条	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 在院者	保護処分在院者又は受刑在院者をいう。
二 保護処分在院者	少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第二十四条第一項第三号並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る）及び第三号の保護処分（第二百三十八条各項第一項及び第四項（第二百三十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百三十九条第二項の規定による措置並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項の規定による措置を含む。次条第一号及び第四条第一項第一号から第三号までにおいて単に「保護処分」という。）の執行を受けるため少年院に収容されている者をいう。
三 受刑在院者	少年法第五十六条第三項の規定により懲役若しくは禁錮の刑の執行を受けたため少年院に収容されている者又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定により適用される少年法第五十六条第三項の規定により国際受刑者移送法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に収容されている者をいう。
四 保護者	少年法第二条第二項に規定する保護者をいう。

五 保護者等 次のイからハまでのいずれかに
該当する者（在院者に対し虐待、悪意の遺棄等
その他これらに準ずる心身に有害な影響を及
ぼす行為をした者であつて、その在院者の健
全な育成を著しく妨げると認められるものを
除く。）をいう。

イ 在院者の保護者 ロ 在院者の配偶者（婚姻の届出をしていな
いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある
者を含む。第百十条第一項において同じ。）
ハ 在院者の親族（イ及びロに掲げる者を除
く。）

第二章 少年院の運営

（少年院）

第三条 少年院は、次に掲げる者を収容し、これら
らの者に對し矯正教育その他の必要な待遇を行
う施設とする。

一 保護処分の執行を受ける者

二 少年院において懲役又は禁錮の刑（国際受
刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑を含
む。以下単に「刑」という。）の執行を受け
る者

（少年院の種類）

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとお
りとし、それぞれ当該各号に定める者を収容す
るものとする。

一 第一種 保護処分の執行を受ける者（第五
号に定める者を除く。次号及び第三号におい
て同じ。）であつて、心身に著しい障害がな
いおおむね十二歳以上二十三歳未満のもの
(次号に定める者を除く。)

二 第二種 保護処分の執行を受ける者であつ
て、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進
んだおおむね十六歳以上二十三歳未満のもの
三 第三种 保護処分の執行を受ける者であつ
て、心身に著しい障害があるおおむね十二歳
以上二十六歳未満のもの

四 第四种 少年院において刑の執行を受け
る者

五 第五種 少年法第六十四条第一項第二号の
保護処分の執行を受け、かつ、同法第六十六
条第一項の規定による決定を受けた者

六 法務大臣は、各少年院について、一又は二以
上の前項各号に掲げる少年院の種類を指定す
る。

（在院者の分離）

第五条 前条第二項の規定により第一種又は第四
種を含む二以上の少年院の種類を指定された少
年院の分離

2 前項の規定によるほか、在院者は、性別に従
い、互いに分離するものとする。

3 第二項の規定にかかるわらす、適當と認めるときは、居室（在院者が主として休息及び就寝のために使用する場所として少年院の長が指定する室をいう。以下同じ。）外に限り、前二項の別による分離をしないことができる。
(実地監査)

第六条 法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各少年院について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

(意見聴取)

第七条 少年院の長は、その少年院の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことによ努めなければならない。

(少年院視察委員会)

第八条 少年院に、少年院視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、その置かれた少年院を視察し、その運営に關し、少年院の長に対して意見を述べるものとする。
(組織等)

第九条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第十条 少年院の長は、少年院の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

委員会は、少年院の運営の状況を把握するため、委員による少年院の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要がある

3 と認めるときは、少年院の長に対し、委員による在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
4 第九十九条の規定にかかわらず、在院者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。(委員会の意見等の公表)
5 少年院の長は、前項の規定にかかる場合において、必要な協力をしなければならない。
6 第九十九条の規定にかかる場合において、必要な協力をしなければならない。
7 在院者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。

8 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
9 第九十九条の規定にかかる場合において、必要な協力をしなければならない。
10 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
11 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
12 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

13 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
14 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
15 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
16 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
17 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

18 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
19 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
20 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
21 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。
22 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

23 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

24 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

25 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

26 在院者との面接の実施について協力を求めることができる。

の起居動作をすべき時間帯、矯正教育の時間帯及び余暇に充てるべき時間帯を定めたものといた。次項及び第八十四条第二項第九号において同じ。)を定め、これを在院者に励行させるものとする。

2 少年院の長は、必要と認めるときは、日課に定められた矯正教育の時間帯以外の時間帯においても、矯正教育を行うことができる。

3 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、在院者に対し、学習、娯楽、運動競技その他の余暇に充てられるべき時間帯における活動について、援助を与えるものとする。

(集団の編成)

第三十八条 矯正教育は、その効果的な実施を図るため、在院者が履修すべき矯正教育課程、第十六条に規定する処遇の段階その他の事情を考慮し、在院者を適切な集団に編成して行うものとする。

2 少年院の長は、矯正教育を行うに当たり、在院者の心身の状況に照らしてその者が集団生活に適応することが困難であるとき、その他在院者に対する個別に矯正教育を行う必要があると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、在院者を集団に編成しないことができる。

(矯正教育の院外実施)

第三十九条 矯正教育は、その効果的な実施を図るため必要な場所において、少年院の外の適当な場所で行うことができる。

(矯正教育の援助)

第四十条 少年院の長は、矯正教育の効果的な実施を図るため、その少年院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を得て、事業所の事業主、学校の長、学識経験のある者その他適当と認められる者に委嘱して、矯正教育の援助を行わせることができる。

2 少年院の長は、在院者(刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八条、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により假釈放を許すことができる期間を経過してない受刑在院者を除く。以下この条において同じ。)の円滑な社会復帰を図るために必要がある援護として在院者に対する指導を行う者(次項及び第五項第四号において「嘱託指導者」という。)による指導を受けさせることができる。

3 在院者に前項の指導（以下「院外委嘱指導」という。）を受けさせる場合には、少年院の長は、法務省令で定めるところにより、当該嘱託指導者との間において、在院者が受ける院外委嘱指導の内容及び時間、在院者の安全及び衛生を確保するため必要な措置その他院外委嘱指導の実施に関する必要な事項について、取決めを行わなければならない。

4 少年院の長は、在院者に院外委嘱指導を受けさせる場合には、あらかじめ、その在院者が院外委嘱指導に関し遵守すべき事項（以下この条において「特別遵守事項」という。）を定め、これをその在院者に告知するものとする。

5 特別遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 指定された経路及び方法により移動しなければならないこと。

二 指定された時刻までに少年院に帰着しなければならないこと。

三 正当な理由なく、院外委嘱指導を受ける場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

四 嘱託指導者による指導上の指示に従わなければならぬこと。

五 正当な理由なく、犯罪性のある者その他接触することにより矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と接触してはならないこと。

6 少年院の長は、院外委嘱指導を受ける在院者が第八十四条第一項に規定する遵守事項又は特別遵守事項を遵守しなかつた場合その他院外委嘱指導を不適当とする事由があると認める場合には、これを中止することができる。

（在院者の安全及び衛生の確保）

第四十一条 少年院の長は、矯正教育を受ける在院者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

在院者は、前項の規定により少年院の長が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならぬ。

3 第二十五条第一項の職業指導について、第一項の規定により少年院の長が講ずべき措置及び前項の規定により在院者が守らなければならぬ事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならぬ事項に準じて、法務大臣が定める。

(手当金)
第四十二条 少年院の長は、矯正教育を受けたことに起因受けたことに起因して死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等(法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下同じ。)に対し、死亡手当金を支給することができる。
2 少年院の長は、矯正教育を受けたことに起因して負傷し、又は疾病にかかった在院者が治つた場合において、身体に障害が残ったときは、法務省令で定めるところにより、その者に障害手当金を支給することができる。
3 少年院の長は、矯正教育を受けたことに起因して負傷し、又は疾病にかかった在院者が出院の時になお治つてない場合において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められるときは、法務省令で定めるところにより、その者に特別手当金を支給することができる。
(損害賠償との調整等)
第四十三条 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第一百二十五号)、民法(明治二十九年法律第十八号)その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、前条の手当金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。
2 前条の手当金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課してはならない。
第六章 社会復帰支援等
(社会復帰支援)
第四十四条 少年院の長は、在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行ふものとする。
一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に居住することを助けること。
二 医療及び療養を受けることを助けること。
三 修学又は就業を助けること。
四 前三号に掲げるもののほか、在院者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。
2 前項の支援は、その効果的な実施を図るために必要な限度において、少年院の外の適当な場所で行うことができる。

少年院の長は、第一項の支援を行ふに当たつては、矯正教育の実施状況、第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。
第四十五条 少年院の長は、在院者（刑法第二十九条、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過していない受刑在院者を除く。）の円滑な社会復帰を図るため、少年院の外において、その者が、出院後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に關係のある者を訪問し、その他その出院後 の社会生活に有用な体験をする必要があると認める場合であつて、その者の改善更生の状況その他的事情を考慮し、相当と認めるときは、少年院の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。
第四十六条 第四十一条第四項から第六項まで（第五項第四号を除く。）の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。
（刑期不不算入）
第四十七条 第四十五条第一項の規定による外泊をした受刑在院者が、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかつた場合には、その外泊の期間は、刑期に算入しない。ただし、自己の責めに帰するとのできない事由によつて帰着することができなかつた場合には、この限りでない。
（外出等に要する費用）
第四十八条 第四十五条第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、在院者が負担することができない場合又は少年院の長が其の健全な心身の成長を図り、及び少年院内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の負担とする。

療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

第四十九条 在院者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健全な心身の成長を図るために適切な運動を行う機会を与えるべきである。ただし、審判期日又は公判期日への出頭その他の事情により少年院の執務時間内にその機会を与えることができないときは、この限りでない。

(在院者の清潔義務)
第五十条 在院者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

第五十一条 在院者は、法務省令で定めるところにより、少年院における保健衛生上適切な入浴を行わせる。
(調髪及びひげそり)

第五十二条 在院者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。
2 少年院の長は、在院者が自分で調髪を行いたい旨の申出をした場合において、その者の待遇上適切と認めるときは、これを許すことができる。

(健康診断)

第五十三条 少年院の長は、在院者に対し、その少年院への入院後速やかに、及びおおむね六月に一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。少年院における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 在院者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

第五十四条 少年院の長は、在院者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、少年院の職員である医師等（医師又は歯科医師をいふ。以下この項及び次条において同じ。）又は少年院の長が委嘱する医師等による診療（栄養（治療等））を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の心身に著しい障害が生じ、又は他人にその疾病

を感じさせるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっていると

き、又はこれらの疑いがあるとき。二 飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。

（指名医による診療）

第五十五条 少年院の長は、負傷し、又は疾病にかかるている在院者について、その者又はその親権を行う者若しくは未成年後見人（以下「親権を行う者等」という。）が、医師等（少年院の職員である医師等及び少年院の長が委嘱する医師等を除く。）を指名して、その在院者がその診療を受けることを申請した場合において、

傷病の種類及び程度、入院前にその医師等による診療を受けたことその他の事情に照らし

て、その在院者の医療上適切であると認めるとき、少年院内において、その在院者が自分で傷病の種類及び程度、入院前にその医師等によ

る診療を受けたことを許すことができる。

2 少年院の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後にその在院者に対して少年院において診療を行うため必要があるときは、少年院の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、少年院の長が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 少年院の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により少年院の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により少年院の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

(在院者の重態の通知等)
第五十六条 少年院の長は、負傷し、又は疾病にかかるている在院者が重態となり、又はそのお

それがあると認めるときは、直ちに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知しなければならない。

少年院の長は、前項の規定により通知を受けた者から同項の在院者を看護したい旨の申出があった場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、その在院者に対する看護を受けることを許すことができる。

(感染症予防上の措置)

第五十七条 少年院の長は、少年院内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、在院者に対し、第五十三条の規定による健康診断又は第五十四条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。

第五十八条 少年院の長は、妊娠婦、身体虚弱者その他の養護を要とする在院者について、その他の養護を要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。

(養護のための措置等)

第五十九条 少年院の長は、女子の在院者がその子を少年院内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。

2 少年院の長は、在院者が、前項の規定により養育され一歳に達した子について、引き続いて少年院内で養育したい旨の申出をした場合において、その在院者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。

3 在院者が前二項の規定により子を養育している場合には、その子の養育に必要な物品を貸与し、又は支給する。

4 前項に規定する場合において、在院者が、その子の養育に必要な物品について、自弁のものを使用し、若しくは採取し、又はその子に使用させ、若しくは採取させたい旨の申出をした場合は、少年院の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

四 信書を発するのに必要な封筒その他の物品

(補正器具等の自弁等)

第六十条 在院者には、次に掲げる物品について、少年院の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

1 眼鏡その他の補正器具

2 日用品、学用品その他の少年院における日常生活に用いられる物品（書籍等及び新聞紙を除く。以下この章において同じ。）

3 食料品及び飲料

4 室内装飾品

5 嗜好品

6 常生活に用いる物品

7 第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊又は第百十条第一項の規定による出席

8 若しくは訪問の際に使用する衣類その他の

5 在院者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、在院者の例により、健診断 診療その他の必要な措置を執るものとする。

第八章 物品の貸与等及び自弁

(物品の貸与等)

第六十一条 在院者には、次に掲げる物品（書籍等及び新聞紙を除く。以下この章において同じ。）であつて、少年院における日常生活に必要なもの（第六十二条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。

2 衣類及び寝具

3 日用品、学用品その他の物品

4 室内装飾品その他の少年院における日常生活に用いられる物品（第六十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この章において同じ。）を貸与し、又は支給することができる。

5 食料品及び飲料

6 室内装飾品その他の少年院における日常生活に用いられる物品（第六十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この章において同じ。）を貸与し、又は支給することができる。

7 嗜好品

8 常生活に用いる物品

9 第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊又は第百十条第一項の規定による出席

10 若しくは訪問の際に使用する衣類その他の

11 その他の法務省令で定める物品

12 前項各号に掲げる物品について、在院者が自弁のものを使用することができない場合であつ

職員の職務の執行を妨げ、その他少年院の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらが行爲をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行爲を制止し、その在院者を拘束し、その他のその行爲を抑止するため必要な措置を執ることができる。

指定職員は、在院者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行爲を制止し、その行爲をする者を拘束し、その他その行爲を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一 少年院に侵入し、その設備を損壊し、少年院の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするととき。

二 指定職員の要求を受けたのに少年院から退去しないとき。

三 在院者の逃走又は少年院の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四 在院者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

第五章 法務省令で定める

第八十七条 指定職員は、在院者を護送するとき、又は在院者が次の各号のいずれかの行爲をするおそれがある場合において、やむを得ないときは、少年院の長の命令により、法務省令で定めるところにより、手錠（手錠に附属するひもがある場合にはこれを含む。以下この条及び第二百二十二条第一項第六号において同じ。）を使用することができます。

一 逃走すること。

二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三 少年院の設備、器具その他の物を損壊すること。

前項に規定する場合において、少年院の長の命令を待ついとまがないときは、指定職員は、その命令を待たないで、手錠を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を少年院の長に報告しなければならない。

在院者を護送する際に手錠を使用するに当たっては、その名譽をいたずらに害することのないように配慮しなければならない。

手錠の制式は、法務省令で定める。

ときは、少年院の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

2 前項の規定による連戻しが困難である場合には、少年院の長は、警察官に対しても連戻しのための手配をすべきである。

第二節 (面会の相手方)

ときは、少年院の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイから今までのいずれかに該当する場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 指定職員の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 少年院の設備器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

前項に規定する場合において、少年院の長の命令を待ついとまがないときは、指定職員は、その命令を待たないで、その在院者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を少年院の長に報告しなければならない。

3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、少年院の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。

4 保護室に収容されている在院者に対しても、その心情の安定を図るために適切な働き掛けを行いうよう努めなければならぬ。

5 少年院の長は、第三項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなつたときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

6 在院者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、少年院の長は、速やかに、その在院者の健康状態について、少年院の職員である医師又は少年院の長が委嘱する医師の意見を聽かなければならぬ。

7 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(収容のための連戻し)

第八十九条 指定職員は、在院者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを連れ戻すことができる。ただし、当該各号に定める時から四十八時間経過した後は、保護処分在院者にあつては裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ連戻しに着手することができず、受刑在院者にあつては連戻しに着手することができない。

一 逃走したとき 逃走の時

二 院外委嘱指導又は第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかつたとき その日時

2 前項の規定による連戻しが困難である場合に
は、少年院の長は、警察官に対し連戻しのための援助を求めることができる。この場合においては、援助を求められた警察官については、同項の規定を準用する。

3 第一項ただし書(前項において準用する場合を含む)の連戻状は、少年院の長の請求により、その少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。
(災害時の避難及び解放)

第九十条 少年院の長は、地震、火災その他の災害に際し、少年院内において避難の方法がないときは、在院者を適当な場所に護送しなければならない。

2 前項の場合において、在院者を護送することができないときは、少年院の長は、その者を少年院から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、少年院の外にある在院者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。

3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、少年院又は少年院の長が指定した場所に出頭しなければならない。

4 指定職員は、第二項の規定により解放され保護処分在院者が前項の規定に違反して少年院又は指定された場所に出席しないときは、裁判官のあらかじめ発する連戻状により、その者を連れ戻すことができる。

5 前項の規定による連戻しが困難である場合は、少年院の長は、警察官に対して連戻しのための援助を求めることができる。この場合においては、援助を求められた警察官については、同項の規定を準用する。

6 前条第三項の規定は、第四項(前項において準用する場合を含む)の連戻状について準用する。

第九十一条 この章の定めるところにより、在院者に対し、外部交通(面会、信書の発受及び第六条第一項の通信をいう。以下この条において同じ。)を行ふことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たつては、適正な外部交通が在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

(面会の相手方) 第二節 面会

第九十二条 少年院の長は、在院者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、第百九条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 在院者の保護者等

二 婚姻関係の調整・訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 在院者の更生保護に關係のある者その他の面会により在院者の改善更生に資すると認められる者

2 少年院の長は、在院者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、健全な社会生活を當むために必要な援助を受けることその他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(面会の立会い等)

第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 少年院の長は、前項の規定にかかわらず、在院者の次に掲げる者との面会については、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関する調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

法律第二百五号)第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の一時停止及び終了)

第九十四条 少年院の職員は、次の各号のいずれか(付添人等又は弁護人等との面会の場合については、第一号に限る。)に該当する場合に、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、在院者又は面会の相手方に對し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 在院者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

二 在院者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

三 在院者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する行為をするとき。

四 在院者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

五 在院者が自己に対する少年院の長の措置その他の自己が受けた処遇に關し調査を行う国又は地方公共団体の機関から受ける信書

第六条 在院者の付添人等又は弁護人等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他の政令で定める日以外の日の少年院の執務時間内とする。

2 前項の面会の相手方の人数は、三人以内とする。

3 少年院の長は、付添人等又は弁護人等から前二項の定めによらない面会の申出がある場合においても、少年院の管理運営上支障があるときは、これを許すものとする。

4 少年院の長は、第一項の面会に關し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

5 前二項の規定にかかるわらず、発受禁止信書等の引渡しにより、少年院の規律及び秩序の維持

護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。第一百一条第二項において同じ。)との間で発受する信書

の結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合は、前二項の規定にかかるわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

(信書の発受の禁止)

(宿泊面会)

第九十七条 少年院の長は、在院者に對してその保護者その他相当と認める者との面会を許す場合において、在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向その他事情を踏まえ、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、在院者を少年院の特に區別した場所に収容し、同所にその保護者その他相当と認める者を宿泊させる方法により面会させることができ

(信書の発受)

第三節 信書の発受

(発受を許す信書)

第九十八条 少年院の長は、在院者に対し、この節、第一百九条第三項又は次章の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を發受することを許すものとする。

(信書の検査)

第九十九条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者が發受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りで

第一暗号の使用その他の理由によって、少年院の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によって、刑罰法令に触れる行為をすることとなり、又は犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるとき。

三 発受によって、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

第五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

第七 第二項の規定にかかるわらず、発受禁止信書等の引渡しにより、少年院の規律及び秩序の維持

てその機關の権限に属する事項を含むもの及び在院者が弁護士との間で発受する信書であつてその在院者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行ふことができる。

(信書の発受による差止め)

(信書の要する費用)

第一百条 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、在院者が發する信書の作成要領、その保護者等を除く。)については、在院者が適切な実施に支障を生ずるおそれがある者(在院者の保護者等を除く。)に該当する場合は、その者との間で信書を發受することを禁止することができる。ただし、婚姻關係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を發受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差止め)

第一百一条 少年院の長は、第九十九条の規定による検査の結果、在院者が發受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その發受を差し止め、又はその該箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

二 暗号の使用その他の理由によって、少年院の職員が理解できない内容のものであるとき。

三 発受によって、刑罰法令に触れる行為をすることがなり、又は犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

第七 第二項の規定にかかるわらず、発受禁止信書等の引渡しにより、少年院の規律及び秩序の維持

に支障を生じ、又は在院者の犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより少年院の規律及び秩序の維持に支障を生じ、又は在院者の犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるときも、同様とする。

一 出院した在院者又はその親権を行う者等が、在院者の出院後に、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

二 在院者が第七十六条第一項各号のいずれかに該当する場合において、その在院者又はその親権を行う者等が、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。

三 在院者の出院の日若しくは死亡の日又は在院者が第七十六条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

(在院者作成の文書図画)

第一百五条 少年院の長は、在院者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、在院者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第四節 電話等による通信

(電話等による通信)

第一百六条 少年院の長は、在院者に対し、その改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき、その他相当と認めるときは、第九十二条第一項各号に掲げる者との間ににおいて、電話その他政令で定める電気通信の方針による通信を行うことができる。

(通信の確認等)

第一百七条 少年院の長は、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させるものとする。ただし、その通信により、少年院の

規律及び秩序の維持を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

二 第九十四条（第一項第一号イを除く。）の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第五節 雜則

外部交通の助言又は援助

規律及び秩序の維持を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

第六節 雜則

第六章 賞罰

規律及び秩序の維持を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

第七節 雜則

第七十五条 第一項、第七十六条第一項並びに第七十七条第二項及び第三項の規定は、在院者に係る発受禁止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第四百四十四条第四項の申請」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、在院者の出院の日若しくは死亡の日又は在院者が第七十六条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

第八节 面会等

第一百九条 少年院の長は、在院者又はその面会等（面会又は第一百六条第一項の通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国语による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため翻訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その在院者にその費用を負担させることができる。

(在院者作成の文書図画)

第一百五条 少年院の長は、在院者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、在院者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第四節 電話等による通信

(電話等による通信)

第一百六条 少年院の長は、在院者に対し、その改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき、その他相当と認めるときは、第九十二条第一項各号に掲げる者との間ににおいて、電話その他政令で定める電気通信の方針による通信を行うことができる。

(通信の確認等)

第一百七条 少年院の長は、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させるものとする。ただし、その通信により、少年院の

院者が貧困のためこれを完納することができないとき、その他相当と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

第十一章 この章及び次章に規定する面会及び信書の発受に関する事項について条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第十四章 賞罰

第一百十二条 少年院の長は、在院者が善行をなし、第三十五条第一項の成績の評価を向上させ、又は一定の技能を習得した場合には、法務省令で定めるところにより、賞詞、賞票その他(懲戒の要件等)の賞を与えることができる。

第一百十三条 少年院の長は、在院者が、遵守事項若しくは第四十条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第八十四条第三項の規定に基づき少年院の職員が行った指示に従わなかつた場合には、その在院者に懲戒を行うことができる。

2 懲戒を行うに当たっては、懲戒が行われるべき行為（以下「反則行為」という。）をした在院者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、輕重、動機及び少年院の運営に及ぼした影響、反則行為後ににおけるその在院者の態度、懲戒がその者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

3 在院院の長は、在院者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認められる場合には、外国语による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その在院者にその費用を負担させることができる。

4 在院者が前二項の規定により負担すべき費用を負担させることができないときは、その面会等又は信書の發受を許さない。

(近親者の葬式への出席等)

第一百十条 少年院の長は、在院者が、その近親者（配偶者及び三親等以内の親族をいう。以下この項において同じ。）の葬式へ出席し、又は負傷若しくは疾病により重態であるその在院者の近親者を訪問することを適當と認めるときは、これを許すことができる。

2 第百三條の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第一百五条 前条第二号に規定する謹慎（以下この条及び第一百十九条第三項において単に「謹慎」という。）においては、次に掲げる行為を停止し、法務省令で定めるところにより、居室内において処遇し、在院者に反省を促すものとする。

一 第六十一条の規定により自弁の物品（少年院の長が指定する物品を除く。）を使用し、又は携取すること。

二 書籍等及び新聞紙（いざれも被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備

その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）を閲覧すること。

三 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の在院者と共に宗教上の教誨を受けること。

四 面会すること（第九十二条第一項各号に掲げる者と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

五 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

六 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させすることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させすることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させすることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ハ 発受により在院者の改善更生に資することができる。

6 謹慎に付されている在院者については、第四十九条の規定にかかるらず、その健全な心身の成長に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限することができる。

7 謹慎に付されている在院者には、謹慎の趣旨を踏まえ、適切な矯正教育を行うものとする。（反則行為に係る物の国庫への帰属）

8 少年院の長は、懲戒を行う場合において、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な措

置があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させすることができる。ただし、反則行為をした在院者以外の者に属する物については、この限りでない。

9 一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

5 信書を発受すること（次のイからハまでに掲げる信書を閲覧する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

イ 在院者の保護者等との間で発受する信書

ロ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 少年院の長は、前項の調査をするため必要があるときは、指定職員に、在院者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる。

3 第二十二条第二項の規定は、前項の規定によると女子の在院者の身体及び着衣の検査について準用する。

4 少年院の長は、在院者について、反則行為をした疑いがあると思料する場合において、必要があるときは、法務省令で定めるところにより、他の在院者との接触を制限するため必要な措置を執ることができる。

5 少年院の長は、在院者について、反則行為をした疑いがあると思料する場合において、必要があるときは、十日間限り、他の在院者との接触を制限するため必要な措置を執ることができる。

6 少年院の長は、前項の期間中であつても、第四項の措置を執る必要がなくなったときは、直ちにその措置を中止しなければならない。

(懲戒を行う手続)

第七百八十八条 少年院の長は、在院者に懲戒を行おうとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その在院者に対し、弁明の機会を与えるべきである。この場合には、その在院者に対し、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時又は期限及び懲戒（第七百六十六条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。）の原因となる事実の要旨を通知するとともに、在院者を補佐すべき者を少年院の職員のうちから指名しなければならない。

2 前項前段の規定により指名を受けた職員は、懲戒を行うことの適否及び行うべき懲戒の内容について協議し、これらの事項についての意見及び在院者の弁明の内容を記載した報告書を少年院の長に提出しなければならない。

3 第一項後段の規定により指名を受けた職員は、前条第一項の調査の結果を踏まえつつ、在院者から事情を聴取した上で、その正当な利益を保護するためにその者を誠実に補佐しなければならない。

(懲戒の実施)

第一百十九条 少年院の長は、懲戒を行うときは、在院者に対し、懲戒の内容及び懲戒の原因とし

て認定した事実の要旨を告知した上、直ちにこ

れを行うものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その実施を延期し、又はその全部若しくは一部の実施を免除することができる。

2 懲戒を行うに当たっては、反則行為をした院者の規範意識を醸成し、その改善更生に資するよう努めなければならない。

3 少年院の長は、在院者を謹慎にするに当たっては、その者の健康状態について、少年院の職員である医師又は少年院の長が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

(救済の申出等)

第一節 救済の申出

第七百二十条 在院者は、自己に対する少年院の長の措置その他の自己が受けた待遇について苦情があるときは、書面で、法務大臣に対し、救済を求める申出をすることができる。

第七百二十一条 出院した者は、自己に対する第一号から第四号までに掲げる少年院の長の措置又は自己に対する第五号から第七号までに掲げる少年院の職員による行為について苦情があるときは、書面で、法務大臣に対し、救済を求める申出をすることができる。

一 第七十九条第三項の規定による費用を負担させる处分

二 第四百四条第五項前段の規定による発受禁止申出をすることができる。

三 第百九条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる处分

四 第百六条の規定による物を国庫に帰属させること

五 身体に対する有形力の行使

六 手錠の使用

七 保護室への収容

二 前項の規定による申出は、出院した日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第一項後段の規定により指名を受けた職員は、前条第一項の調査の結果を踏まえつつ、在院者から事情を聴取した上で、その正当な利益を保護するためにその者を誠実に補佐しなければならない。

(相談員)

第七百二十三条 少年院の長の指名を受けた少年院の職員（次項及び第七百三十二条第一項において「相談員」という。）は、在院者に対し、救済の

申出に関する相談に応じるものとする。

2 相談員は、その相談によって知り得た救済の申出の内容をその少年院の他の職員に漏らしてはならない。

(調査)

第一節 救済の申出

第七百二十四条 法務大臣は、職権で、救済の申出に關して必要な調査をするものとする。

2 法務大臣は、前項の調査をするため必要があるときは、少年院の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、救済の申出をした者その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの方が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

(処理)

第七百二十五条 法務大臣は、救済の申出を受けたときは、これを誠実に処理するものとする。

2 法務大臣は、救済の申出の内容が、その申出をした者に対する第七百二十二条第一項第五号から第七号までに掲げる少年院の職員による行為に係るものであつて、同項第五号に掲げる行為に係るものである場合にあつてはできる限り六十日以内に、それ以外のものである場合にあつてはできる限り九十日以内にその処理を終えるよう努めるものとする。

(法務大臣の措置)

第七百二十六条 法務大臣は、救済の申出による引渡しに係るものに限る。第七百二十二条第一項第六号において同じ。

3 第百九条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる处分

六 第百四条第五項前段の規定による発受禁止信書等の引渡しをしない処分

七 第百九条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

八 第百三十三条第一項の規定による懲戒

九 第百六十六条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十 第百十七条第四項の規定による措置

2 法務大臣は、救済の申出の内容がその申出をした者に対する第七百二十二条第一項第五号から第七号までに掲げる少年院の職員による行為に係るものであつて、同項第五号に掲げる行為にあつてはその行為が違法であることを、同項第六号又は第七号に掲げる行為にあつてはその行為が違法又は不当であることを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

2 法務大臣は、救済の申出をしたとき、同項第六号又は第七号に掲げる行為にあつてはその行為が違法又は不当であることを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

2 法務大臣は、第七百二十二条第一項各号に掲げる少年院の職員による行為に係る救済の申出（第七百二十二条第一項各号に掲げる少年院の職員による行為に係る救済の申出を除く。）について、その在院者が出

院したときは、この限りでない。

(通知)

第七百二十七条 法務大臣は、第七百二十五条の規定による処理を終えたときは、速やかに、処理の結果（前条第一項の規定による法務大臣の措置を含む。）を救済の申出をした者に通知しなければならない。ただし、在院者による救済の申出（第七百二十二条第一項各号に掲げる少年院の職員による行為に係る救済の申出を除く。）について、その在院者が出

院したときは、この限りでない。

(監査官に対する苦情の申出)

第七百二十八条 この節に定めるもののほか、救済の申出に關し必要な事項は、法務省令で定める。

2 在院者は、自己に対する少年院の長の措置その他の自己が受けた待遇について、口頭又は書面で、第六条の規定により実地監査を行う監査官（以下この条及び第七百三十三条第一項において単に「監査官」という。）に対し、苦情の申出をすることができる。

3 監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、少年院の職員を立ち会わせてはならない。

4 監査官は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をし

た者に通知しなければならない。ただし、その者が出院したときは、この限りでない。 (少年院の長に対する苦情の申出)
第一百三十条 在院者は、自己に對する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、少年院の長に対し、苦情の申出をすることができる。
2 第百二十二条の規定は、前項の苦情の申出について準用する。
3 在院者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、少年院の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。
4 前項第四項の規定は、少年院の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。

第三節 雜則**(秘密申出)**

第百三十二条 少年院の長は、在院者が、救済の申出をし、又は監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を少年院の職員（当該救済の申出に関する相談に応じた相談員を除く。）に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない。
2 第百三十九条の規定にかかわらず、救済の申出又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。
3 在院者のを仮に収容する場合は、少年院の長は、次に掲げる場合に
4 在院者を同行する場合（第八十九条第一項で同条第一項の規定による出席又は訪問をする場合）
5 第百十条第一項の規定による出席又は訪問をする場合（第九十条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は、最寄りの少年院若しくは少年鑑別所又は

第六章 収容
第十六章 収容
第一百三十三条 少年院の長は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、その少年院以外の少年院又は少年鑑別所に在院者を仮に収容することができる。
1 第三十九条の規定により少年院の外で矯正教育を行う場合
2 第四十四条第二項の規定により少年院の外で同条第一項の支援を行う場合
3 第百十条第一項の規定による出席又は訪問をする場合

第一百三十四条 少年院の長は、矯正教育の効果的な実施その他他の理由により必要があると認めるときは、その少年院の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、在院者をその少年院以外の少年院に移送することができる。
2 前項の場合において、移送する少年院の長は、指定矯正教育課程とは異なる矯正教育課程を当該少年院以外の少年院の長が第三十三条第一項の規定により新たに指定する必要があることを理由として、当該在院者を移送するときは、あらかじめ、少年鑑別所の長の意見を聴かなければならぬ。ただし、専ら医療上の理由により在院者を移送する場合は、この限りでない。
3 第十八章 仮退院、退院及び収容継続
(仮退院の申出)
第一百三十五条 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。
(第五種少年院在院者以外の保護処分在院者の退院の申出等)
第一百三十六条 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者について、第二十三条第一項に規定する目的を達したと認めるときは、その者に對し不利益な取扱いをしてはならない。

第一百三十七条 少年院の長は、少年法第二十四条第一項の規定による措置を含む。の執行を行つて準用する。
2 前項第四項の規定は、少年院の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。
3 在院者のを仮に収容する場合は、少年院の長は、次に掲げる場合に
4 在院者を同行する場合（第八十九条第一項で同条第一項の規定による出席又は訪問をする場合）
5 第百十条第一項の規定による出席又は訪問をする場合（第九十条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は、最寄りの少年院若しくは少年鑑別所又は

第一百三十八条 少年院の長は、次の各号に掲げる保護処分在院者について、その者の心身に著しい障害があり、又はその犯罪的傾向が矯正され難いため、それぞれ当該各号に定める日を超えてその収容を継続することが相当であると認めるとときは、その者を送致した家庭裁判所に對し、その収容を継続する旨の決定の申請をしなければならない。
1 前条第一項本文の規定により退院させるものとされる者（二十歳に達した日）
2 前条第一項ただし書の規定により少年院に収容することができる期間又は家庭裁判所が当該少年院に次項、少年法第二十六条の四第二項若しくは第七十条第二項に規定する目的を達したと認めるときは、その者に對し不利益な取扱いをしてはならない。
3 第百三十九条の規定により少年院の外で矯正教育を行う場合
4 第四十一条第二項の規定により少年院の外で同条第一項の支援を行う場合
5 第百十条第一項の規定による出席又は訪問をする場合

第一百三十九条 少年院の長は、第五種少年院在院者について、その申請に理由があると認めるときは、その収容を継続する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えない期間の範囲内で、少年院に収容する期間を定めなければならない。
2 前項の申請を受けた家庭裁判所は、当該申請に係る保護処分在院者について、その申請に理由があると認めるときは、その収容を継続する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えない期間の範囲内で、少年院に収容する期間を定めなければならない。
3 前項第三項から第五項までの規定は、前項の申請に係る保護処分在院者について、その申請に理由があると認めるときは、その収容を継続する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えない期間の範囲内で、少年院に収容する期間を定めなければならない。
4 前項第三項における保護処分在院者について、その申請に理由があると認めるときは、その収容を継続する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えない期間の範囲内で、少年院に収容する期間を定めなければならない。
5 前項第三項における保護処分在院者について、その申請に理由があると認めるときは、その収容を継続する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えない期間の範囲内で、少年院に収容する期間を定めなければならない。

第十九章 出院

(保護処分在院者の出院)
第一百四十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

- 一 出院させるべき日があらかじめ定められている場合 その日の午前中
- 二 第百三十七条第一項ただし書の規定により少年院に収容することができる期間又は家庭裁判所が第二百三十八条第二項、前条第二項、少年法第二十六条の四第二項若しくは第六十四条第二項若しくは第三項若しくは更生保護法第六十八条第三項若しくは第七十二条第二項若しくは第三項の規定により定めた少年院に収容する期間若しくは収容することができない期間の満了による場合 当該期間の末日の翌日の午前中
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 出院の根拠となる文書が少年院に到達した時から十時間以内

(受刑在院者の出院)

第一百四十二条 少年院の長は、受刑在院者が十六歳に達したときは、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、その者を刑事施設の長に引き渡して出院させなければならない。ただし、その期間内に刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。

2 受刑在院者の出院については、前項の規定による出院を除き、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五号)第七十一条の規定を準用する。(願い出による滞留)

第一百四十二条 少年院の長は、出院させるべき在院者が負傷又は疾病により重態であるとき、その他その者の利益のためにやむを得ない事由があるときは、その願い出により、その者が少年院に一時とどまるなどを許すことができる。この場合において、その者が更生保護法第四十一条の規定による退院を許す旨の決定又は同法第四十六条第一項若しくは第四十七条の二の規定による退院を許す旨の決定を受けた者であるときは、速やかに、その者が少年院に一時とどまることを許した旨をその仮退院又は退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により少年院にとどまる者の待遇については、その性質に反しない限り、在院者に関する規定を準用する。

(帰住旅費等の支給)
第一百四十三条 出院する在院者に対しては、その帰住を助けるため必要な旅費又は衣類を支給するものとする。

第二十章 死亡

(死亡の通知)
第一百四十四条 少年院の長は、在院者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物、支給する死亡手当金又は発送禁止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

(死体に関する措置)

第一百四十五条 在院者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行ふ者がないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかかるわらず、その埋葬又は火葬は、少年院の長が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、在院者の死体に関する措置については、法務省令で定める。

(退院者等からの相談)

第一百四十六条 少年院の長は、退院し、若しくは仮退院した者又はその保護者その他相当と認められる者から、退院し、又は仮退院した者の交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員にその相談に応じさせることができる。

第二十二章 罰則

第一百四十七条 院外委嘱指導を受け、又は第四十条第一項の規定による外出若しくは外泊をした在院者が、その院外委嘱指導の日又はその外出の日若しくは外泊の期間の末日を過ぎて少年院に帰着しないときは、三年以下の懲役に処する。

2 第九十条第二項(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により解放された者が、第九十条第三項(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して少年院又は指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条及び第一百二十九条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、第六条及び第一百二十九条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

少年院法第四条第一項の矯正教育を受けたことに起因して負傷し、又は疾病にかかる場合において、施行日以後に手当金の支給事由が生じたときについても、適用する。

(金品の取扱いに関する経過措置)

第二条 第二十条(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に少年院に収容されている者(以下「在院者等」という。)についても、適用する。「在院者等」についても、第六十四条第二号(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)に掲げた場合において、第二十条第一項中「その少年院への入院に際し」とあるのは、「この法律の施行後速やかに」とする。

(入院の通知に関する特例)

第三条 第二十二条の規定は、この法律の施行の際現に少年院に収容されている在院者であつて、その保護者その他相当と認める者に対し入院の通知がされていないものについても、適用する。この場合において、同条中「在院者がその少年院に入院したときは、」とあるのは、「この法律の施行後」と、「その旨」とあるのは、「在院者がその少年院に入院した旨」とする。

(教科の修了等に関する経過措置)

第四条 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十号)第一条の規定による廃止前の少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)以下「旧少年院法」という。)第四条第一項の規定により同項各号に掲げる教科を受けられた在院者であつて、この法律の施行の際まだ当該教科を修了していないものに対して、教科指導が行われたときは、当該教科を受けた矯正教育については、教科指導とみなして、第二十七条第一項の規定を適用する。

(矯正教育課程の指定に関する特例)

第五条 第三十三条第一項の規定は、この法律の施行の際現に少年院に収容されている在院者についても、適用する。この場合において、同項中「在院者がその少年院に入院したときは、」とあるのは、「在院者に対するこの法律の施行

に起因して負傷し、又は疾病にかかる場合において、施行日以後に手当金の支給事由が生じたときについても、適用する。

(発送を禁止した信書の取扱いに関する経過措置)

第六条 第三十三条第一項の規定は、この法律の施行の際現に少年院に収容されている在院者等に係る信書であつて、この法律の施行の際現に少年院の長が保管しているものについては、第一百四条第一項(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保管している信書とみなす。

(懲戒に関する経過措置)

第十一条 旧少年院法第十五条第一項の規定に基づく法務省令の規定により発受を許されなかつた在院者等に係る信書であつて、この法律の施行の際現に少年院の長が保管しているものについては、第一百四条第一項(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保管している信書とみなす。

(第一項(同項各号に掲げる行為の停止に係る部分に限る。)及び第二項を除く。)及び第一百七条から第一百十九条まで(これらの規定を第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に在院者等がした旧少年院法第八条の規定により懲戒を行うべき行為であつて、この法律の施行の際まだ懲戒を行うこととされていないものについても、適用する。

(矯正教育の援助の委嘱に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に矯正教育の援助をさせている者に対し旧少年院法第十三条第三項の規定により少年院の長がした委嘱についても、第四十条第一項の規定により少年院の長がした委嘱とみなす。

この法律の施行の際現に矯正教育の援助をさせている者に対し旧少年院法第八条第一項第三号に掲げる懲戒については、第百四十二条の規定は、この法律の施行の際現に少年院の長がした委嘱についても、適用する。

条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる懲戒とみなして、施行日以後も行うものとする。

前項の規定により第百四十四条第二号に掲げる懲戒を行う場合には、第百五十五条第一項各号(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる行為の停止及び第百五十五条第二項(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による運動の制限をしてはならない。

(救済の申出に関する経過措置)

第十二条 第百二十二条第一項(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に出院した者については、適用しない。

2 第百二十六条第一項(同項第八号に係る部分に限る。)の規定は、第百一十条(第一百三十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申出の内容が前条第二項の規定により行われる懲戒に係るものである場合について準用する。

(移送の認可に関する経過措置)

第十三条 施行日前に少年院の長が旧少年院法第十条第一項の矯正管区の長の認可を得た場合であつて、この法律の施行の際まだその認可に係る移送をしていないときは、その認可については、第百三十四条第一項の矯正管区の長の認可とみなす。

(仮退院又は退院の申出に関する経過措置)

第十四条 施行日前にされた旧少年院法第十二条第二項の申出であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十五条の申出であつて、この法律の施行の際まだその申出であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十六条第一項の申出とみなす。

(収容の申出に関する経過措置)

第十五条 施行日前にされた旧少年院法第十二条第二項の申請であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十八条第一項の申請とみなす。

2 施行日前にされた旧少年院法第十二条第一項の決定であつて、この法律の施行の際まだその決定において定められた収容の期間が満了していないものについては、第百三十八条第二項の決定とみなす。

(二十三歳を超える収容継続に関する経過措置)

第十六条 施行日前にされた旧少年院法第十二条第一項において準用する同条第二項の申請であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十九条第一項の申請とみなす。

2 第六項において準用する同条第二項の申請であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十九条第一項の申請とみなす。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して五年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三十三条号)抄

(施行期日)

この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六十七条号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 第二号施行日から刑法等一部改正法の前日までの間における前条の規定による改正後の少年院法第一百四十七条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。